

## 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び貸付面積

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	平面図	貸付面積	
1	桐生市立商業高等学校の一部	桐生市清瀬町6番1号	本館1階 ピロティー	平面図 ①	1.6 m <sup>2</sup> (1.3m×0.9m+0.43m <sup>2</sup> )	合計 4.8 m <sup>2</sup>
2			本館1階 食堂	平面図 ②	1.6 m <sup>2</sup> (1.3m×0.9m+0.43m <sup>2</sup> )	
3			本館1階 食堂	平面図 ③	1.6 m <sup>2</sup> (1.3m×0.9m+0.43m <sup>2</sup> )	
4			本館1階 作法室脇廊下	平面図 ④	1.6 m <sup>2</sup> (1.1m×1.1m+0.39m <sup>2</sup> )	
5			図書館 玄関脇(屋外)	平面図 ⑤	1.6 m <sup>2</sup> (1.3m×0.9m+0.43m <sup>2</sup> )	

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 物件番号1～3については、3台一括の入札とする。

※3 物件番号4、5については、1台の入札とする。

### 2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）更新なし

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

#### (1) 大きさ及びデザイン

①大きさ 物件番号1～3、5は、おおよそW1300×D900×H1900以内

物件番号4は、おおよそW1100×D1100×H1900以内

②デザイン（外観色を含む。）周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

#### (2) 環境対策

①省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

#### (3) 安全対策

①転倒防止 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても

「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### (4) 使用済み容器の回収

##### ①回収ボックスの設置

ア 物件番号1～3は、原則として販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ゴミ袋付き）を自動販売機脇に設置するほか、各教室（22教室）と職員室（全日制と定時制）にもそれぞれ設置し、回収ボックス内のゴミ袋の補充をする。

※1箇所につき空き缶用及びペットボトル用1個ずつの計2個を設置（合計27箇所 54個）していただきます。

イ 物件番号4は、原則として販売する飲料の容器（紙パック等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ゴミ袋付き）を自動販売機脇に設置し、回収ボックス内のゴミ袋の補充をする。

ウ 物件番号5は、原則として販売する飲料及び栄養補助食品の容器（缶・瓶・ペットボトル・紙類等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ゴミ袋付き）を自動販売機脇に設置し、回収ボックス内のゴミ袋の補充をする。

##### ②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

##### ③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

#### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

### 4 販売商品の種類等

物件番号	種類	価格
1～3	酒類を除くペットボトル飲料を中心とし、スポーツ飲料を必ず入れるものとする。	
4	酒類を除く紙パックタイプ飲料とし、牛乳、乳飲料、果汁・野菜系飲料を必ず入れるものとする。	自動販売機における通常販売価格の8割以下とする。
5	酒類を除くペットボトル飲料を中心とし、栄養補助食品を必ず入れるものとする。	

- ※ 販売商品の詳細内容、販売品の入替、変更等については、事前に学校と協議する。
- ※ 12時45分から13時30分は、本館1階作法室脇廊下にてパンを販売している。

## 5 貸付料

貸付料は、落札金額（入札書記載金額に消費税相当額を加算した金額）とする。

## 6 電気料等

- (1)設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)により計測した使用量に基づき、桐生市が定めた単価(前年度の桐生市立商業高等学校全体の電気料金を前年度の桐生市立商業高等学校全体の電気使用量で除して得た1kWh当たりの金額)を乗じて得た金額とする。
- (2)メーターを設置しない場合は、自動販売機の定格消費電力に基づき、桐生市が定めた単価(前年度の桐生市立商業高等学校全体の電気料金を前年度の桐生市立商業高等学校全体の電気使用量で除して得た1kWh当たりの金額)を乗じて得た金額とする。

## 7 売上手数料

徴収しない。

## 8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては桐生市の指示に従うものとする。

## 9 貸付場所の返還

- (1) 次に該当するときは、賃貸借契約の全部又は一部を解除、又は変更することがある。
  - ①貸付財産を公用又は公共用に供するため貸付財産を使用するとき。
  - ②設置者が賃貸借契約条件若しくは法令等に違反したとき。
- (2) 設置者は、(1)の賃貸借契約の全部又は一部を解除、又は変更により貸付財産の返還の指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。
- (3) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して桐生市の確認を受けなければならない。

## 10 自動販売機設置に伴う事故

桐生市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

## 11 商品等の盗難及び破損

- (1) 桐生市の責に帰することが明らかな場合を除き、桐生市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。